

隷書

里耶秦簡

秦時代・前二五年

教科書 10 ページ 湖南省文物考古研究所蔵

釈文

卅(三十)三年四月辛丑朔戊申、司空騰敢言之。陽陵禊陽士五(伍)小欸有貲錢萬一千二百七十一。欸戌洞庭郡不知何県署。・今為錢校券一、上謁言洞庭尉。令申署所隸責、以授陽陵司空。司空不名計、問何県官計付署、計年為報。已訾其家、家貧弗能入、乃移、報署主責發。敢言之。四月己酉、陽陵守丞厨敢言之。写上謁報、報署金布發、敢言之。

書きたりし文

卅三年四月辛丑朔戊申、司空騰敢えて之を言う。陽陵禊陽の士伍小欸貲錢萬一千二百七十一有り。欸洞庭郡に戌たるも、何れの県に署するを知らず。・今錢校券一を為し、上謁して洞庭の尉に言う。所県に申署して責めせしめ、以て陽陵司空に授けよ。司空計を名さず、何れの県官にか計して署に付し、年に計して報と為すかを問う。已に其の家に訾うも、家貧しく入る能わず、乃ち移して、主に報署して責發せしむ。敢えて之を言う。四月己酉、陽陵の守丞厨敢えて之を言う。上謁を写して報せ、金布に報署して發す。敢えて之を言う。

大意

秦の始皇帝三十三(紀元前二二四)年四月一日、司空の騰が申し上げます。陽陵禊陽の兵士小欸は一万一千二百七十一錢の負債があります。欸は洞庭郡の守備兵ですが、どの県に割り当てられているのかはわかりません。・今、負債証書を作成し、洞庭郡の尉にお願い申し上げます。欸が所属する県に通達して取り立てさせ、陽陵の司空に渡すようお願いいたします。司空である私のもとには帳簿がなく、どの県の役人が帳簿をつけ、年次報告をしているのかお伺いいたします。すでに欸の家に返済を求めておりますが、家が貧しく徴収できませんでしたので、そちらにお知らせして取立てをお願いする次第です。以上申し上げます。四月二日、陽陵の守丞の厨が申し上げます。お願いを写してお知らせし、貴所にお送りいたします。以上申し上げます。